

令和6年第2回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第9号及び第10号、 報告第1号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第2号の説明、採決	5
	(9) 認定第1号及び第2号の説明、採決	6
	(10) 議案第9号及び第10号の説明、採決	12
	(11) 報告第1号の説明、採決	14
	(12) 閉議及び閉会の宣告	14

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第13号

令和6年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月20日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- 1 日 時 令和6年7月29日（月）午後2時
2 場 所 福島県福島市上町4番25号
 キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

2 招集年月日

令和6年7月29日（月曜日）

3 招集の場所

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

令和6年7月29日（月曜日） 午後2時8分開会、午後3時閉会

5 応招議員

3 番 遠藤 忠一 君	4 番 須田 博行 君	6 番 高橋 廣志 君
8 番 伊澤 史朗 君	9 番 清川 雅史 君	10 番 佐藤 瞭二 君
11 番 高玉 良一 君	12 番 本多 勝実 君	13 番 高橋 道也 君
14 番 角田 真美 君	15 番 五ノ井 義一 君	16 番 吉田 義則 君

6 不応招議員

1 番 品川 萬里 君	2 番 内田 広之 君
5 番 佐藤 淳一 君	7 番 坂本 浩之 君

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木 幡 浩 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
代表監査委員	長谷川 敏朗 君	会計管理者	佐藤 好和 君
事務局長	丹治 雅裕 君	事務局次長	斉藤 政宏 君
総務課長	中野 敬一 君	業務課長	佐藤 朱美 君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第9号及び第10号、 報告第1号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 令和6年度東日本大震災等による被災者に対す る福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定)
日程第 8	認定第 1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決 算認定について
日程第 9	認定第 2号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第 9号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)
日程第11	議案第10号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)
日程第12	報告第 1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計繰越明許費繰越計算書について

11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

1 2 会議の経過

(午後2時8分)

(1) 開会及び開議の宣告

議長(高玉 良一君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和6年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 万里君、内田 広之君、佐藤 淳一君、坂本 浩之君より欠席の届がありました。直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

議長(高玉 良一君) 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

令和6年3月30日付けで割貝 寿一君、令和6年3月31日付けで小玉 智和君が任期満了となりました。これにより、令和6年3月27日告示の補欠選挙が執行され、角田 真美君、五ノ井 義一君が当選されました。

また、令和6年6月6日付けで大寺 正晃君より辞職願が提出され、同日これを許可しました。これにより、令和6年6月19日告示の補欠選挙が執行され、佐藤 瞭二君が当選されました。

(3) 議席の指定

議長(高玉 良一君) 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された佐藤 瞭二君の議席を10番、角田 真美君の議席を14番、五ノ井 義一君の議席を15番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長(高玉 良一君) 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、4番 須田 博行君、16番 吉田 義則君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長(高玉 良一君) 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第9号及び第10号、報告第1号の提出

議長（高玉 良一君） 次に、日程第5「承認第2号、認定第1号及び第2号、議案第9号及び第10号、報告第1号の提出」を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。議案は先にお渡ししておりますので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（高玉 良一君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、令和6年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度開始以来16年が経過し、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができる制度として、構成市町村のご協力のもと適正な運営に努めてきました。急速な少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

このため、すべての国民が年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うよう、本年4月から後期高齢者医療制度が見直されました。

主なものとしては、現役世代の負担が重くなっている保険料負担割合について、「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう負担割合が見直されました。出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者も支援する仕組みが導入され、保険料の賦課限度額の段階的な引き上げなども行われることになりました。今後も、制度見直しなどに適切に対応してまいります。

次に、「マイナンバーカードと健康保険証との一体化」については、本年12月2日に被保険者証の新規発行を取りやめ、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。被保険者に混乱が生じないように、一体化の周知広報に努めるとともに、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付するなど、制度の円滑な移行に努めてまいります。

次に、東日本大震災による原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被保険者に対してなされてきた保険料や一部負担金の減免措置については、令和5年度から保険料の段階的な見直しが始まりました。

減免の対象区域は毎年見直されるため、減免措置が縮小又は終了する被保険者の皆様には、引き続き丁寧な説明を行うとともに、見直し対象となる市町村に対しても保険料収納対策などの支援に努めてまいります。

次に、健康の保持増進の取り組みについて申し上げます。「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」については、皆様のご協力により今年度から全市町村が取り組むこととなりました。今年度からスタートする新たな第3期データヘルス計画に基づき、今後、市町村向けの研修会開催や、実施に当たっての指導助言などの支援をさらに強化し、市町村との連携を一層深めながら、生活習慣病等の重症化予防などの重点事業に特に力を入れて取り組

んでまいります。

次に、医療費適正化の取組については、医療機関からの請求内容の点検、交通事故等による第三者行為求償事務を着実に行之、適正な医療給付の支出に努めてまいります。

そのほか、ジェネリック医薬品の使用促進、被保険者に対する医療費のお知らせ等を通して、被保険者の医療費適正化への理解促進を引き続き図ってまいります。

以上、後期高齢者医療制度についての一端を申し上げましたが、今後も健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が1件、令和5年度決算に係る議案が2件、令和6年度補正予算に係る議案が2件、明許繰越の報告が1件、合わせて6件であります。

「承認第2号」は、東日本大震災等による被災者の保険料減免について、令和6年度分保険料減免の財政支援の基準が示され、また、減免の対象区域等も見直されたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

「認定第1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び「認定第2号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査に付した決算と決算付属書類を添え、監査委員の意見を付けて認定に付するものであります。

「議案第9号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,466万6千円を追加し、その総額を、それぞれ9億9,686万6千円とするものであります。

「議案第10号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ56億430万3千円を追加し、その総額を、それぞれ2,604億6,470万1千円とするものであります。

「報告第1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、令和5年度特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(8) 承認第2号の説明、採決

議長（高玉 良一君） 次に、日程第7「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和6年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」議案説明

資料により説明します。

1 ページをお開きください。

専決第1号「令和6年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定について」の趣旨は、東日本大震災等による被災者に対する保険料について、国から令和6年度分の減免の財政支援の基準が新たに示されたことから、当該年度の減免条例を制定するものです。

主な内容は、被災者に対し、令和6年度の保険料について減免対象とするとともに、平成27年に避難指示等が解除された区域における減免及び上位所得層の保険料減免の取扱いを定めたものです。

被災者に対する保険料の減免については、令和4年度まで毎年、既存条例の一部改正で対応していましたが、令和5年度からは、分かりやすい条例とするため、年度ごとに新たな条例を制定して対応しているところです。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和6年7月8日付けで専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものです。

条例の施行日は令和6年7月8日、適用は令和6年4月1日に遡って適用します。

承認第2号の説明は以上です。

議長（高玉 良一君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉 良一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉 良一君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉 良一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（9）認定第1号及び第2号の説明、採決

議長（高玉 良一君） 次に、日程第8「認定第1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第9「認定第2号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高玉 良一君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「認定第1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、決算認定資料【別冊1】「令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書」により説明します。

4ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額12億7,937万4,000円に対して、調定額、収入済額は12億7,974万346円で、予算現額に対して、36万6,346円の増となりました。

次に5ページをご覧ください。

歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額12億7,937万4,000円に対して、支出済額は12億2,198万3,991円で、不用額が5,739万9円となりました。歳入歳出差引残額5,775万6,355円は、翌年度へ繰り越します。

次に6ページ、7ページの「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」をご覧ください。

歳入の状況について、7ページの収入済額と備考の欄で説明します。

第1款 分担金及び負担金12億1,693万円余は、派遣職員人件費や電算処理費など、制度を運営する上で必要な共通経費に対する市町村の負担金です。

第4款 繰越金6,142万円余は、前年度からの繰越金です。うち850万円は、令和4年度から令和5年度への繰越明許費の財源です。

第5款 諸収入137万円余は、歳計現金の運用利子や会計年度任用職員等の社会保険料納付金、派遣職員の借上公舎入居料などの雑入です。

以上、歳入の合計は、補正後の予算現額12億7,937万4,000円に対して、調定額、収入済額ともに12億7,974万346円です。不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして8ページ、9ページをお開きください。

歳出の状況について、9ページの支出済額と備考の欄で説明します。

第1款 議会費65万円余は、議員報酬など議会運営費です。

第2款 総務費9,412万円余は、派遣職員のうち、事務局長、次長、総務課職員4名の人件費等負担金、会計年度任用職員の任用費など、事務局の管理運営に係る経費が主なものです。

10ページ、11ページをお開きください。

第3款 民生費11億2,719万円余は、電算処理費などの事務費等繰出し金、派遣職員のうち業務課職員17名分の人件費等負担金が主なものです。

以上、歳出の合計は、補正後の予算現額12億7,937万4,000円に対し、支出済額は12億2,198万3,991円、不用額は5,739万9円です。

次に、12ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書ですが、記載のとおり5,775万6,000円の実質収支額となりました。

続きまして、「認定第2号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を説明します。

14ページをお開きください。

歳入の決算額は、収入済額の合計で2,611億5,902万円余、15ページをご覧くださいまして、歳出の決算額は、支出済額の合計で2,545億2,213万円余、歳入歳出差引残額66億3,689万1,323円は、翌年度へ繰り越します。

次に、歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書で主なものを説明します。

16ページ、17ページをお開きください。

歳入の状況について、収入済額と備考の欄で説明します。

第1款 市町村支出金428億3,930万円余は、被保険者からの保険料、低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、療養給付費負担金など、市町村からの各種負担金です。

第2款 国庫支出金860億6,161万円余は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金のほか、各広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金、各種補助事業に係る国庫補助金が主なものです。

第3款 県支出金205億2,216万円余は、療養給付費や高額医療費に係る県の負担金です。

18ページ、19ページをお開きください。

第4款 支払基金交付金954億7,619万円余は、社会保険診療報酬支払基金から交付される、現役世代からの支援金です。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金6,588万円余は、レセプト1件の金額が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、全国の広域連合が共同で負担する特別高額医療費共同事業からの交付金です。

第6款 繰入金9億8,250万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

第7款 繰越金148億3,144万円余は、国からの療養給付費負担金など、令和5年度に精算する償還分を含む前年度からの繰越金です。

第9款 諸収入3億7,990万円余は、歳計現金の運用利子や、交通事故等に係る加害者からの損害賠償金、医療機関からの診療報酬返還金等です。

収入未済額384万円余は、医療機関の不正・不当請求の返還金や、負担割合の変更等により生じた一部負担差額の返還金などです。

以上、歳入の合計は、補正後の予算現額2,615億5,955万7,000円に対して、調定額2,611億6,286万1,870円、収入済額2,611億5,902万1,768円であり、収入未済額は384万102円となりました。

次に20ページ、21ページをお開きください。

歳出の状況について、支出済額と備考の欄で説明します。

第1款 総務費6億9,806万円余は、電算処理費のほか、資格管理費や給付管理費など、制度の運営経費です。なお、繰越明許費3億128万円余は、国保中央会が開発・提供する次期標準システムにつきまして、令和5年度予算に更改費用を計上していたところ、開発遅延により運用開始が1年延期されたことから、必要な費用を令和6年度に繰り越すもの

です。

22ページ、23ページをお開きください。

第2款 保険給付費2,398億6,834万円余は、医療機関等に支払う療養給付費や、被保険者に支給する高額療養費などです。

24ページ、25ページをお開きください。

第3款 特別高額医療費共同事業拠出金1億495万円余は、レセプト1件の金額が400万円を超える高額な医療費を、全国の広域連合が共同で負担し、当該広域連合の財政負担の軽減を図るための共同事業に係る拠出金です。

第4款 保健事業費11億7,497万円余は、被保険者の健康増進を図るための健康診査事業費や、健康増進事業に係る経費です。

26ページ、27ページをお開きください。

第6款 基金積立金80億1,457万円余は、保険料率算定に伴う資金計画を明確にすることなどを目的として、令和5年度中に設立した「運営安定化基金」へ、令和4年度の剰余金のうち事業費分を基金に積み立てたものです。

第7款 諸支出金46億6,121万円余は、保険料還付金や、療養給付費の額確定に伴う療養給付費負担金の償還金などです。

以上、歳出の合計は、補正予算後の予算現額2,615億5,955万7,000円に対し、支出済額2,545億2,213万445円で、繰越明許費3億128万6,000円を除く不用額は67億3,614万555円です。

次に、28ページをお開きください。

特別会計の実質収支に関する調書ですが、記載のとおり63億3,560万5,000円の実質収支額となりました。

以上が、令和5年度歳入歳出決算書の説明であります。

次に、29ページの「財産に関する調書」をご覧ください。

公有財産、物品、債権はありません。基金につきましては、運営安定化基金の決算年度末現在高が80億1,457万1,000円となっています。

31ページ以降は、主要な施策の成果等報告書です。

広域連合では、保険者として制度の適切な運営、医療費の適正化事業、保健事業等を実施しています。

主な事業の説明の前に、後期高齢者医療制度の直近の動向について、簡単に説明させていただきます。

国においては、「全世代型社会保障制度改革」を掲げ、現役世代と高齢者の給付と負担のバランスの是正や出産育児一時金への支援の導入などに取り組んでいます。本県の後期高齢者医療の状況につきましては、令和4年度から団塊の世代の方々が後期高齢者となり、被保険者数は増加傾向を示しています。

このような被保険者数の増加に加え、新型コロナによる受診控えなどが減少し、令和4年度から療養給付費等は、増加傾向を示していました。さらに、令和5年5月8日から「5類感染症」となり手術や入院等が増え、令和5年度の療養給付費等は一層増加しています。

このような中、令和5年度の本広域連合の取り組みとしましては、「福島県後期高齢者医

療広域連合第四次広域計画」、「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の見直し策定を行いました。

これらの計画の中で、これまでの医療費適正化や制度の安定的な運営などに継続してしっかり取り組むとともに、被保険者の心身の健康の保持・増進、病気の未然防止、早期発見・早期対応、重症化予防などに取り組むことにより、被保険者の幸福度の向上と、医療費等の上昇の抑制に取り組む方針を定めたところです。

また、令和6年度・7年度の新保険料率改定に取り組みました。新保険料率の改定にあたりましては、国の「全世代型社会保障制度改革」の方針を受け、後期高齢者負担率の上昇、賦課限度額の引き上げなどを行うとともに、被保険者の増加等による医療給付費の増加などを考慮し、改定したところです。

このほかの取り組みとしましては、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」や、原発事故による避難指示区域等の解除に伴う保険料減免措置等の段階的な見直しなどに取り組んでいます。

それでは、資料に基づき主な事業について説明します。

35ページ中段の「オ 事務局管理運営費（繰越）」をご覧ください。

令和4年度から明許繰越し、事務局内部のセキュリティアクラウド導入、財務会計システムクラウド化等を実施しました。

43ページ中段の「イ 電算処理費」をご覧ください。

令和5年度予算の7億3,894万円余には次期標準システム更改の経費が含まれていますが、開発遅延により運用開始が1年延期されたことから、3億128万6,000円を繰り越しました。

同ページ下段の「ウ 資格管理費」をご覧ください。

令和4年度と比較し6,652万余の減となっていますが、これは令和4年度において増となった2割負担施行に係る通信運搬費が、令和5年度は減となったことによる減です。

44ページ下段の「オ 医療費適正化等推進事業」をご覧ください。

（イ）ジェネリック医薬品において、ジェネリック医薬品へ切り替えることで自己負担額が「200円以上」下がると見込まれる被保険者へ、その差額を知らせる通知を送付するとともに、お薬手帳などに貼るジェネリック医薬品希望シールを新規資格取得者へ配付するほか、被保険者証の定期更新時に同封しました。令和6年3月分のジェネリック医薬品の利用率は、前年度比0.7ポイント増の83.9%となりました。

次に、（ウ）レセプト二次点検は、レセプトの請求内容に誤りがないか、一次点検を福島県国保連合会で行っていますが、さらに請求内容を詳細にチェックするため、疑義のあるレセプトについて、二次点検を委託して実施しました。

二次点検による再審査の申出により、過誤請求であると認められた金額は、令和5年度末現在で1億2,256万円余となりました。

45ページ下段の「2款 保険給付費」をご覧ください。

保険給付費は、医療機関等に支払う療養給付費や、被保険者に支給する高額療養費などですが、令和5年度決算は2,398億6,834万円余で、令和4年度決算2,300億8,234万円余と比較し、97億8,600万余、4.3%の増となっています。被保険

者数の増加に加え、新型コロナが「5類感染症」となり受診控えが減少し、令和4年度と比べ、療養の給付費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、高額療養費などが増加しています。

48ページ、49ページをお開きください。

中段の「4款 保健事業費」において、被保険者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進のため、健康診査事業と健康増進事業に取り組みました。

アの健康診査事業は、市町村等に事業を委託して実施しました。

イの健康増進事業は、（ア）重症化予防指導、（イ）適正受診指導、（ウ）低栄養・過体重予防指導、（エ）適正服薬相談の事業を実施しました。さらに、（オ）高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施については、令和4年度から7市町村増加し、51市町村に事業を委託して実施しました。なお、令和6年度からは、県内59市町村、全ての自治体で実施の予定となっています。

50ページをお開きください。

下段の「6款 基金積立金」についてですが、先ほど説明した通り、令和5年度に設立した「運営安定化基金」へ、令和4年度の剰余金のうち、事業費分を積み立てたものです。令和5年度決算額は80億1,457万1,000円となっています。

認定第1号及び第2号についての説明は以上です。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の両決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、決算認定資料【別冊2】のとおり審査意見書が提出されていますので、地方自治法の規定により、併せてご報告いたします。

議長（高玉 良一君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員 長谷川 敏朗君。

監査委員（長谷川 敏朗君） 私から令和5年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

お手元の決算認定資料【別冊2】審査意見書1ページをご参照いただきたいと存じます。

去る令和6年6月25日、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても、関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、誤りがないものと認められました。

最後に決算の概要につきましては、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上、決算審査の意見としてご報告申し上げます。

議長（高玉 良一君） ただいまの監査委員の意見を踏まえ、認定第1号及び第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉 良一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号及び第2号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

(10) 議案第9号及び第10号の説明、採決

議長(高玉 良一君) 次に、日程第10「議案第9号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」及び日程第11「議案第10号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(丹治 雅裕君) 「議案第9号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」について議案書により説明します。

議案書の9ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和5年度決算の認定により令和6年度への繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,466万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに9億9,686万6,000円とするものです。

議案書の10ページから12ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

11ページと12ページをご覧ください。

まず上段の表、歳入であります。4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」に2,458万5,000円を追加するものです。これは、令和5年度への繰越金5,775万6,000円が確定したことから、令和6年度当初予算で計上していた繰越金3,317万1,000円との差額2,458万5,000円を追加するものです。

5款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」ですが、令和6年度当初予算で想定していた利率0.005%が0.03%へ上昇したことにより、8万1,000円を追加するものです。

次に下段の表、歳出であります。4款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」に歳入の補正額合計と同額の2,466万6,000円を追加するものです。

続きまして、「議案第10号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

特別会計補正予算（第１号）」について説明します。

議案書の１５ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和５年度決算の認定により令和６年度への繰越金が確定したこと、マイナ保険証の周知広報事業、１０月１日からの郵便料改定、利率上昇に対応するために、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５６億４３０万３，０００円を追加し、予算総額を歳入歳出共に２，６０４億６，４７０万１，０００円とするものです。

議案書の１６ページから２０ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。

１７ページと１８ページをご覧ください。

まず歳入ですが、２款「国庫支出金」２項「国庫補助金」１目「調整交付金」に３，０７８万１，０００円を追加します。これは、マイナ保険証の周知広報等に係る特別調整交付金を追加計上するものです。

６款「財産収入」１項「財産運用収入」１目「利子及び配当金」は、利率上昇により、運営安定化基金の利子増加分２０７万６，０００円を追加するものです。

８款「繰越金」１項「繰越金」１目「繰越金」に５５億７，０１３万３，０００円を追加します。これは、令和６年度への繰越金が確定し、繰越明許額を控除した金額が６３億３，５６０万５，０００円となったことから、令和６年度当初予算で計上していた繰越金７億６，５４７万２，０００円との差額５５億７，０１３万３，０００円を追加するものです。

１０款「諸収入」２項「預金利子」１目「預金利子」は、歳計現金預金の利子増加分１３１万３，０００円を追加するものです。

次に歳出ですが、１９ページと２０ページをご覧ください。

１款「総務費」１項「総務管理費」１目「一般管理費」に、マイナ保険証の周知広報事業等の市町村への補助金のほか、郵便料改定に伴い必要となる各種事業用の通知費等として、５，３３６万３，０００円を追加するものです。

６款「基金積立金」１項「基金積立金」１目「運営安定化基金積立金」は、歳入と同額の２０７万６，０００円を運営安定化基金積立金とするものです。

８款「諸支出金」１項「償還金及び還付加算金」２目「償還金」の３７億９，３０１万円は、令和５年度に概算払いで受けていた国等からの療養給付費負担金等の精算に係る償還金等となります。

９款「予備費」１項「予備費」１目「予備費」は、１７億５，５８５万４，０００円を追加し、補正後の予備費の合計を１９億９，８５０万４，０００円とするものです。

議案第９号及び第１０号の説明は以上です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高玉 良一君） それでは、議案第９号及び第１０号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高玉 良一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号及び第10号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び第10号は、原案のとおり可決されました。

(11) 報告第1号の説明、採決

議長(高玉 良一君) 次に、日程第12「報告第1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(丹治 雅裕君) 「報告第1号 令和5年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について」議案書により説明します。

議案書の22ページをお開きください。

令和5年度から令和6年度へ繰り越す内容は、1款「総務費」1項「総務管理費」事業名「標準システム機器更改等」で、当初令和5年度に更改する予定であった次期標準システムが、国保中央会の開発遅延により運用開始が1年延期されたことから、3億128万6,000円を令和6年度に繰り越すものです。

報告第1号の説明は以上です。

議長(高玉 良一君) それでは、報告第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

(12) 閉議及び閉会の宣告

議長(高玉 良一君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、令和6年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時)